

同性婚／パートナーシップ制度をめぐる 男女共同参画関連事業の意義と課題

Learning about Equal Marriage and Partnership Systems at Gender Equality Promotion Centers

富永 貴公・坂本 良哉

Takahiro TOMINAGA, Yoshiya SAKAMOTO

はじめに

小論の目的は、本邦における同性婚およびパートナーシップ制度の現状を整理するとともに、それらに関わって男女共同参画関連施設が提供する事業を取り上げ、教育・学習としてどのような意義をもち、どのような課題を抱えるのかを検討することである。

今日、パートナーシップ制度は242の自治体で導入されており、日本の総人口に対するカバー率は60%を超えている¹。導入する自治体が量的に拡大しているだけではなく、当該自治体内における質的な位置づけ、都道府県レベルでの実施、パートナーシップ制度に重ねて実施されるファミリーシップ制度のように、パートナーシップ制度は変化し、多様に展開されている。このようなパートナーシップ制度は、現行の異性愛標準家族主義を相対化する動きとして捉えられ、同制度導入自治体における議論を喚起することによって、地域社会におけるジェンダー／セクシュアリティをめぐる秩序を問い直すことが期待される(富永、2021)。

他方で、本邦におけるパートナーシップ制度は、諸外国で法制化されている同性婚とは異なる。1989年のデンマークにおける「登録パートナーシップ法」を契機に欧州諸国を中心に拡大し、同性婚を法的に認める国・地域は2001年4月1日のオランダを嚆矢として、現在32にのぼる²。そこでの承認は本邦と異なって法的拘束力をもち、たとえば、オランダでは同性婚実現後においても並行してパートナーシップ制度を維持することにより、法律婚に限定されない多様なパートナーシップを対象としている(青山、2016: 21-22)。

このような国内外における同性婚／パートナーシップ制度については、性別二元論と

1 みんなのパートナーシップ制度、「全国パートナーシップ制度 導入状況」、<https://minnano-partnership.com/>、最終閲覧日 2022.11.25。以下、現状はいずれも2022年11月25日現在である。

2 公益社団法人 Marriage For All Japan、「世界の同性婚」、<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/world/>、最終閲覧日 2022.11.25。

異性愛主義を問うクィア・スタディーズの立場からの批判がある。たとえば、「クィア・スタディーズの現段階での見取り図」を企図した論文集『クィア・スタディーズをひらく』（菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編著）の第二巻は、結婚、家族、労働をキーワードとする論考が所収された。それらは、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる運動や意識が、法律婚を中心とする現行の「結婚」概念によって生み出されていること（赤枝、2022）、しかし「結婚」はセクシュアル・マイノリティの誰しものが望んでいるわけではないにもかかわらず、それによって線引きがなされ、同性婚によって現行の婚姻規範が強化されること（志田、2022）、そしてセクシュアル・マイノリティによる運動の目標が同性婚の実現であると捉えられ、ジェンダー／セクシュアリティをめぐる問題が矮小化される危険性がある（菊地、2022）として、パートナーシップ制度をめぐる課題を指摘する。

一方で、同性婚による「戦略的」な効果についても議論されている。大島直也は、同性婚／パートナーシップ制度批判に対して、「セクシュアリティ自体が構築されたものであることを認めつつ戦略として敢えて主体を仮構するスタンス」として「戦略的本質主義」を採用する（大島、2015：28-29）。また、清水雄大は、同性婚反対論への反駁をとおして、同性愛者への差別解消と同性愛の社会的承認の契機かつ現行制度の変容を「内部から迫る積極性を持つ」「戦略的同性婚要求」を主張する（清水、2008：109-111）³。

確かに、戦略的な本質主義は、一旦、「同性愛者」、あるいは同性婚／パートナーシップ制度を求める者の「アイデンティティ」を固定してしまうため、「敢えて」であるにしても、アイデンティティの攪乱を制限してしまう。つまり、同性婚／パートナーシップ制度を求める同性愛者、ないしはセクシュアル・マイノリティを顕現させることによって、そうではないセクシュアル・マイノリティを他者化し、その多様なセクシュアリティを抑制してしまうのである。しかしながら、同性婚／パートナーシップ制度について、婚姻をめぐる規範を強化するもの、その推進のみが問題だと捉えられセクシュアル・マイノリティ内部に分断をもたらすものとして拒絶することは、逆に、現行の社会で認められない関係を生き、その承認を求める人々が個々で繰り広げてきたサバイバルをないものにする。このような同性婚／パートナーシップ制度をめぐる葛藤とその「戦略」を教育・学習の課題として引き受けようとするれば、それらが措定するアイデンティティがフィクションであること、現行の婚姻規範の強化をもたらし得ることに留意しつつ、それでも同性婚／パートナーシップ制度が求められるのはなぜなのか、それをいかに受け止め、新たな公共性を拓き得るのかを問うことが求められる。

ジェンダー／セクシュアリティをめぐる教育学研究は、そこで掲げられるテーマを自分ごととして捉えるために、学習主体の立場性や当事者性を重視してきた（吉田、1997：214；渡辺・楠・田代・良、2011：102）。つまり、それらでは、誰しものが絶対的

3 このような大島や清水の「戦略的」な実践としての同性婚に対して、柴尾徹は同性愛者カテゴリーの固定化による「運動の縮減」が生じる点と「婚姻の『規範化』」を伴う同性婚によって承認される者と承認されない者といった線引きがなされる点との二点から、それらの戦略がクィア・セオリーに応答できていないと批判する（柴尾、2016：222）。

なアイデンティティをもつことが前提とされているのである⁴。このような教育実践を「戦略的本質主義」としておさえながら、アイデンティティの固定化こそが自己や他者を閉じたものとするとし、流動性や多様性を重視する教育実践の分析（永田、2008：116-121；山口・田口・松本・関根、2012：27）と接合することによって、多様なアイデンティティを交錯させる教育・学習の創造があると考え（富永、2017）。

このような問題関心から、小論では、同性婚／パートナーシップ制度に関する教育・学習事業を提供してきた男女共同参画関連施設に着目し、それらをパートナーシップ制度の現状に照らしあわせ、同性婚／パートナーシップ制度がどのような教育・学習の課題となり得るのかを検討する。具体的にまずは、本邦におけるパートナーシップ制度の今日的な展開の整理から喚起される議論を検討したうえで、国立女性教育会館の事業データベースに登録されている同性婚／パートナーシップ制度をめぐる男女共同参画関連施設・事業の展開を整理する。それらを踏まえ、教育・学習課題としての同性婚／パートナーシップ制度の意義を検討する。このようなジェンダー／セクシュアリティについての男女共同参画関連施設・事業の展開に関する先行研究として、たとえば、セクシュアル・マイノリティ関連事業を取り上げ、その意義と課題を検討する研究（富永、2018）があるが、同性婚／パートナーシップ制度に着目する先行研究はない。

なお、「はじめに」、第1章、第3章は坂本、第2章、「おわりに」を富永が分担のうえ執筆する。

1. パートナーシップ制度の現在

2015年4月渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」、同年9月世田谷区「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の施行を契機に量的に拡大し、当初の文脈に留まらず、本邦におけるパートナーシップ制度は多様な展開をみせている。このような多様な展開の背景には、各自治体におけるパートナーシップ制度の位置づけがそれぞれの地域の実情を反映することで分化していることがある。たとえば、富永は東京都内のパートナーシップ制度をもつ自治体の策定根拠から、その制度が男女共同参画、人権擁護、まちづくりの三つに位置づけられているとした（富永、2021：48）。

ここでは、まず自治体におけるパートナーシップ制度の位置づけをあらためて検討し、さらにパートナーシップ制度の都道府県レベルによる導入とファミリーシップ制度の展開、各自治体における異性愛者の扱いを整理する。

4 “人間と性”教育研究所は、多様なセクシュアリティをめぐる教育実践集の「はじめに」において、セクシュアル・マイノリティは「アイデンティティを確立するという過程の真ただ中で苦しんでい」とし、「そんな彼らを励まし、勇気づけ、また彼らとの共生をはかることができるマジョリティの生徒を育むこと」を教育が担っているとす（“人間と性”教育研究所編集委員会、2002：5）。これに対し、伊野真一は「アイデンティティを確立することが望ましいことであるかのような価値判断が忍び込」んでいると述べている（伊野、2005：45）。

1) 自治体におけるパートナーシップ制度の位置づけ

自治体におけるパートナーシップ制度の位置づけは、その策定根拠、およびそれを分掌する担当部局から了解することができる。先の富永(2021)の整理のほかに、堀川修平・富永貴公は渋谷区(2015年4月1日施行)から中野区(2018年8月20日施行)までにパートナーシップ制度を導入した9自治体の担当部局と策定根拠から、それを推進する力が男女共同参画関連施策と人権施策の文脈に存在することを示した(堀川・富永、2019:115)。堀川・富永による検討以降、パートナーシップ制度を導入する自治体は大きく増加しているため、パートナーシップ制度を推進する力はそれぞれの自治体の状況と関わりながら変化がみられる。

パートナーシップ制度の男女共同参画行政における位置づけに関して、たとえば渋谷区はパートナーシップ制度の担当部局として渋谷男女平等・ダイバーシティセンターを置き、那覇市、札幌市、千葉市のように、その後も多くの自治体で男女共同参画関連の個別施策がその根拠となるとともに、男女共同参画行政の部局が担当している。このような男女共同参画の推進と人権政策は不可分であるが、世田谷市、伊賀市、宝塚市のように、男女共同参画行政とは別に人権施策を根拠とし、当該担当部局がパートナーシップ制度を分掌する自治体がある。

また、このような人権や男女共同参画とは異なり、まちづくりを掲げるパートナーシップ制度がある。まちづくりを冠した部局がパートナーシップ制度を担当する自治体としては、総社市「人権・まちづくり課」、指宿市「総務部健康・協働のまちづくり課協働推進係」、蒲郡市「協働まちづくり課」、福津市「まちづくり推進室広報・マーケティング係」が挙げられる。

このようなまちづくりとしてのパートナーシップ制度に関わって、ダイバーシティ推進にパートナーシップ制度を位置づける自治体がある。たとえば、大阪市は「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を策定根拠として掲げているが、同市ホームページではパートナーシップ制度を「人権・多文化共生(ダイバーシティ推進)」施策に位置づけている⁵。大阪市のほかにも、担当部局がダイバーシティを冠している自治体として国立市「政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係」、金沢市「市民局ダイバーシティ人権政策課」、男女共同参画およびダイバーシティを掲げる渋谷区「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」、三重県「環境生活部ダイバーシティ社会推進課男女共同参画班」、ダイバーシティを強調する尼崎市「総合政策局協働部ダイバーシティ推進課」、文京区「総務課ダイバーシティ推進担当」、越前市「総務部市民協働課ダイバーシティ推進室」、那須塩原市「企画部市民協働推進課ダイバーシティ推進係」が挙げられる。総じて、策定根拠および担当部局のみの整理ではあるが、現行の導入自治体におけるパートナーシップ制度の位置づけには、男女共同参画、人権、まちづくり、ダイバーシティとそれらの横断がみられ、とりわけ、現行のパートナーシップ制度にはそれを通じたダイバーシティ推進の強調がある。

5 なお、大阪市は2022年8月から名称を「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」から「大阪市ファミリーシップ制度」へと変更しているが、同市ホームページにおける位置づけは変わっていない。(大阪府、2022.7.28、「大阪市ファミリーシップ制度による宣誓を証明します」、<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000439064.html>、最終閲覧日2022.11.25。)

パートナーシップ制度とダイバーシティの関係について新ヶ江章友は、大阪市のパートナーシップ制度の成立過程から、人権施策の後退があることを指摘する（新ヶ江、2021：284-290）。具体的には、多様な人材の「活用」を目的とするダイバーシティ・マネジメントの論理の導入と、大阪人権博物館や大阪国際平和センターへの市の介入にみられるように、これまで取り組まれてきた人権問題の排除である。このなかで大阪市のパートナーシップ制度は「LGBTなどの新しい『ダイバーシティ』の問題」を包摂し、同市の「経済戦略に『活用』されるもの」と位置づけられているとする（新ヶ江、2021：290）。このような人権からダイバーシティへの移行による問題は大阪市だけではない。たとえば、渋谷区長である長谷部健はパートナーシップ制度を人権問題ではなくまちづくりとして捉え、そして「目指す先はダイバーシティ（多様性）」と述べているが⁶、このダイバーシティ施策としてのパートナーシップ制度が同区の人権侵害を覆い隠したとの指摘がある（清水、2017：138）⁷。

パートナーシップ制度の導入は、男女共同参画や人権、さらにその人権がまちづくり、「『まち』のプロモーション」（清水、2017：138）としてのダイバーシティ推進に取って代わられている状況がある。ダイバーシティの推進やまちづくりを強調するパートナーシップ制度の導入には、人権や男女共同参画を後景に退ける作用をもたらす。しかしながら、広岡守穂・広岡立美は、男女共同参画における住民や「男性の意識改革」の有効な切り口として「まちおこし」があると指摘している（広岡・広岡、2001：139-140）。男女共同参画推進や人権保障を目的とする手段のひとつとして、地域社会の維持や活性化をめぐるまちおこし／まちづくりとしてのパートナーシップ制度を捉えることは可能だと考えられるのである。

2) 都道府県レベルによる実施とファミリーシップ制度の導入

このようなパートナーシップ制度には、2015年以降、二つの意味での効果範囲の拡大がある。すなわち、2019年の茨城県にはじまる都道府県レベルの実施、2021年の明石市を嚆矢とするファミリーシップ制度である。

まず、都道府県レベルのパートナーシップ制度をもつのは、茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、青森県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都の10自治体である。これら広域自治体のパートナーシップ制度の効果は、各都道府県のホームページによれば、①公営住宅の入居申し込み（茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、青森県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都）、②医療機関における面会や手術の同意等（茨城県、群馬県、

6 笹川かおり、2015、「『LGBTも、障がい者も、普通の景色にしたい』長谷部健・新区長が語る、新しい渋谷区」『HUFFPOST』、https://www.huffingtonpost.jp/2015/05/18/lgbt-hasebe-ken_n_7303354.html、最終閲覧日 2022.11.25。

7 新自由主義社会下において、このような包摂される者と包摂されない者という線引きのなかで、個人化された「能力」が強調される動きに対する指摘はすでになされてきた。たとえば、フェミニズムは女性の市場社会進出によって「男女平等は達成されたからフェミニズムはもういらぬ」といった言説を特徴とし、「女子力」といった主体的でかつ能力主義的な要素を重要視するような現象を「ポストフェミニズム」と指摘した（菊地、2019；高橋、2020）。また、クィア・スタディーズは、性をめぐる規範的な前提や制度を問わず、私的でかつ脱政治化されたアイデンティティの市場価値を強調する「新しいホモノーマティヴィティ」を指摘した（Duggan、2003）。

佐賀県、三重県、青森県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都)、③その他行政サービスの利用(三重県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都)、④民間サービスの利用(茨城県、佐賀県、三重県、福岡県、東京都)である。このような広域自治体におけるパートナーシップ制度の導入は、その必要性として議論されてきた当該制度利用者の公営住宅の申し込みや医療機関における面会や手術の同意(赤枝、2010:159-160)の適用範囲について、都道府県全体に拡大させるのである⁸。

次に、承認される関係をパートナーシップのみならず、次世代にまで拡大するファミリーシップ制度は、明石市ほか33自治体で導入されている⁹。ファミリーシップ制度は、総じて、申請者の一方、または双方の者ととも暮らす、もしくは生計が同一である、あるいはその両方を満たす未成年の子や、実子・養子・両親、そのほか市長が認めた者との親子関係を自治体として認め、パートナーシップ制度による効果の対象範囲を拡大させるものである。ファミリーシップ制度を導入している34の各自治体ホームページおよび要綱によれば、ファミリーシップ制度の申請者はパートナーシップ制度の申請者と同様であるが、それらは三つ、すなわち、一方または双方がセクシュアル・マイノリティであることを求める自治体23(足立区、豊田市、入間市、三好市、川島町、日高市、飯能市、所沢市、三豊市、吉見町、宮代町、笠岡市、阿南市、観音寺市、福津市、粕屋町、豊後大野市、春日井市、鳴門市、豊山町、那覇市、瀬戸内市、戸田市)¹⁰と、戸籍上同性であることを求める自治体1(三条市)、対象者をセクシュアル・マイノリティに限定しない自治体10(明石市、古賀市、鴻巣市、市川市、湖西市、岡崎市、習志野市、土佐清水市、富田林市、一宮市)に分類される。とりわけ、ファミリーシップ制度の適用に際し、対象者をセクシュアル・マイノリティに限定しない自治体では習志野市を除いて、事実婚を対象とすることが明示されている。

パートナーシップ制度は、市区町村の境に帰因する制度利用上の困難に対応するとと

8 このような都道府県レベルのパートナーシップ制度と市町村との関係性について、たとえば佐賀県は、県内のパートナーシップ制度導入自治体において当該制度を申請した者がほかの市町村でも申請することなくサービスを受けることができる「パートナーシップ宣誓制度の利用に関する協定」(多久市、小城市、基山町、伊万里市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、佐賀市、鹿島市、みやき町、有田町、太良町、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、武雄市、玄海町)、また、市町村において当該制度を申請した者が県内のほかの市町村に転居した際に、新たに申請することなくサービスを受けることができる「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」(唐津市、上峰町)を結んでいる(佐賀県、2022.9.28、「『佐賀県パートナーシップ宣誓制度』を開始しました」、<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00382128/index.html>、最終閲覧日2022.11.25。)

9 2022年11月25日現在、明石市以外にファミリーシップ制度をもつ33自治体は、足立区、古賀市、豊田市、入間市、三好市、川島町、鴻巣市、日高市、飯能市、所沢市、三豊市、市川市、吉見町、宮代町、湖西市、岡崎市、笠岡市、阿南市、観音寺市、福津市、粕屋町、豊後大野市、春日井市、習志野市、鳴門市、土佐清水市、富田林市、三条市、一宮市、豊山町、那覇市、瀬戸内市、戸田市である。

また、たとえば、江別市は、「宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を一にする未成年の子(実子又は養子)の氏名等を受領証に記載することができます」と述べているように、パートナーシップ制度として子の名前を記載し、承認する自治体がある。(江別市、2022.6.29、「江別市パートナーシップ宣誓制度について」、<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/99766.html>、最終閲覧日2022.11.25。)

10 これらの自治体におけるセクシュアル・マイノリティの定義は、単にセクシュアル・マイノリティと書かれるものから、性自認、性的指向に関わると説明されるものまで幅がある。

もに、当初想定されたセクシュアル・マイノリティが経験される社会的な不承認による生きづらさから、次世代を含めた承認、さらに、多様なセクシュアリティを含み込む承認へとその対象を拡大する動きがある。

3) パートナーシップ制度における「異性愛カップル」の位置づけ

自治体のホームページや当該制度の「手引き」・「ガイドブック」や「Q&A」において、パートナーシップ制度をもつ242自治体のうち、事実婚を含む異性愛カップルを対象とすることを明示している自治体は43である¹¹。それらには、現行の婚姻制度に対する非選択や生きづらさ、困難に対応しようとする意図がみてとれる。たとえば、鎌倉市では、「性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻の届出を選択しない方など、すべての人たちが、自分らしくいられる共生社会の実現を目指し、多様性の理解促進に努め」と述べられている¹²。

一方で、同じくパートナーシップ制度をもつ自治体のうち、事実婚を対象としないことを明示している自治体は44ある¹³。その理由として二点、つまり、たとえば、尼崎市で「性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され」と述べられているように¹⁴、パートナーシップ制度はセクシュアル・マイノリティの問題に向けたものであること、そして、川崎市で「『事実婚』については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、公営住宅に入居できるなど、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例も見受けられる」と述べられているように¹⁵、事実婚は法律婚に準じた関係としてその存在が明文化されており、セクシュアル・マイノリティが直面している状況とは異なることが挙げられる。

これらの事実婚を対象としない自治体、たとえば、尼崎市では、「戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もいると考えられ」とし、「戸籍上の性別は限定しない」¹⁶と述べられているよ

11 具体的には、明石市、古賀市、市川市、湖西市、岡崎市、土佐清水市、富田林市、一宮市、横須賀市、宮崎市、鎌倉市、港区、逗子市、浜松市、徳島市、葉山町、北本市、三浦市、伊奈町、行田市、国立市、藤沢市、大和市、富士市、金沢市、南足柄市、大井町、松田町、真庭市、白山市、蒲郡市、寒川町、綾瀬市、武蔵野市、平塚市、厚木市、海老名市、二宮町、山北町、開成町、駒ヶ根市、静岡市、座間市である。

12 鎌倉市、「鎌倉市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き」、<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/danjo/documents/tebiki.pdf>、最終閲覧日 2022.11.25。

13 具体的には、尼崎市、相模原市、新潟市、大和郡山市、木城町、川崎市、岡山市、川西市、小金井市、弘前市、広島市、吉野川市、亀岡市、本庄市、豊橋市、西宮市、猪名川町、天理市、浦安市、長岡京市、三重県、彦根市、向日市、安芸高田市、倉敷市、鹿児島市、三原市、江別市、深谷市、函館市、北見市、鳩山町、横瀬町、美里町、神川町、上里町、新城市、高浜市、田原市、笠岡市、廿日市市、観音寺市、日向市、黒潮町である。

14 尼崎市、「尼崎市パートナーシップ宣誓制度手引き」、https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/422/tebiki2.pdf、最終閲覧日 2022.11.25。

15 川崎市、「川崎市パートナーシップ宣誓制度に関する手引」、<https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000118/118465/tebiki2.pdf>、最終閲覧日 2022.11.25。

16 尼崎市、「尼崎市パートナーシップ宣誓制度手引き」、https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/422/tebiki2.pdf、最終閲覧日 2022.11.25。

うに、セクシュアル・マイノリティ、とりわけ二者のうちにトランスジェンダーが含まれる場合にあり得る戸籍上は異性愛カップルと捉えられる関係を含むことを明示する。それに対し、男女共同参画の文脈にパートナーシップ制度を位置づける渋谷区、中野区、日光市は、パートナーシップの対象者を戸籍上の性別が同一であることに限定している¹⁷。したがって、パートナーシップ制度の対象を事実婚へと拡大する動きから、各自治体が異性愛カップルをどのように位置づけるのかについての違いが生まれているのである。

異性愛カップルの位置づけの違いが生み出されるパートナーシップ制度の展開は、公的に認めるべき関係と認められない関係のあいだの境界線をめぐって問われてきた同性愛か異性愛かを超え、異性愛規範にもとづく現行の婚姻をめぐる規範や制度に対する問い直しを喚起する。一方、パートナーシップ制度が承認する境界線に関わって、青山薫は、同性婚／パートナーシップ制度は「反規範的となる生涯単身者、ポリアモリーの人、アセクシュアルの人、性的関係を共同生活の理由にしない人、愛と切り離してセックスをする人」が認められない領域に置かれていると指摘する（青山、2016：30）。この指摘を受ければ、未だ現行のパートナーシップ制度／ファミリーシップ制度の外部に置かれる者は、確かに存在する¹⁸。

2. 同性婚／パートナーシップ制度をめぐる男女共同参画関連事業の展開

以下では、国立女性教育会館・女性関連施設データベースに登録されている同性婚／パートナーシップ制度に関わる男女共同参画関連事業の量的な展開を整理し、それらの特徴を検討する。同データベースのみによって全国の男女共同参画関連施設で提供される事業全体を把握することは、データベースへの登録が各施設の判断に任せられていることからして困難である。また、その多くが一般行政内に置かれている全国の男女共同参画関連施設の様子は、各自治体の人員配置や指定管理者制度導入のように施策から直接的な影響を受けること、さらに、2020年に始まるコロナウィルス感染症拡大を受けて、男女共同参画関連事業は中止および延期を余儀なくされたことから、一般化することは難しい。しかしながら、全国の男女共同参画関連施設における事業情報の収集および公開は、管見の限りではあるがほかに存在しない。そのため、限界はありながらもある一定程度の傾向を把握するには有効だと考えられる。

国立女性教育会館・女性関連施設データベースから同性婚／パートナーシップ制度関

17 なお、パートナーシップ制度導入当時、同様の基準をもっていた川越市は、2022年4月1日に「双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者」と同制度の対象者を拡大した。そのほか、パートナーシップの対象者を戸籍上の性別によって限定するのは、総務課人権啓発係を担当部局とする江戸川区、市民部地域経営課地域振興係を担当部局とする三条市がある。

18 たとえば、港区の「みなとマリアージュ制度」に代表される「愛」の強調は、ファミリーシップを結ぶ子どもに対する「愛情」としてファミリーシップ制度においても現れる。その愛がもたらす境界線は青山によって列挙された人々を外部に置くといえる。

連の事業を検出するため、「同性婚」、「パートナーシップ制度」をキーワードとして用いた。その結果、同性婚が 20 件、パートナーシップ制度が 19 件であり、検出総数 39 件のうち 2 件の重複、および事業全体に位置づけるとともに、単独事業として登録された同一事業が 1 件あるため、それら 3 件を除き、同データベースに登録されている同性婚／パートナーシップ制度関連事業は合計 36 件である（2022 年 11 月 25 日現在）。

これら 36 件には、国立女性教育会館・女性関連施設データベースの特徴から、事業のみならず、検索語を概要として記載する男女共同参画関連施設が含まれる。このことから、以下では同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供する男女共同参画関連施設の概要と、それらが提供する事業の内容に分けて整理を行う。

1) 同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う男女共同参画関連施設

同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供する男女共同参画関連施設について、まずその所在地を八地方区分にもとづき整理すれば、北海道地方 1（苫小牧市男女共同参画推進センター）、東北地方 1（青森市男女共同参画プラザ）、関東地方 4（くにたち男女平等参画ステーション、豊島区男女平等推進センター、相模原市男女共同参画推進センター、清瀬市男女共同参画センター）、中部地方 3（新潟市男女共同参画推進センター、富山市男女共同参画推進センター、静岡市女性会館）、中国地方 2（福山市男女共同参画センター、広島市男女共同参画推進センター）、九州・沖縄地方 3（なは女性センター、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター、大分市男女共同参画センター）の合計 14 施設ある。このことから、近畿地方および四国地方の施設は検出されず、大まかな地方区分からしても偏りが存在すること、都道府県レベルの広域自治体ではなく、いずれも基礎自治体が設置する男女共同参画関連施設であることが了解できる。

これらの施設が設置される 14 の自治体のうち、すでにパートナーシップ制度を導入している自治体が 8（国立市、豊島区、相模原市、新潟市、静岡市、広島市、那覇市、浦添市）、そうではない自治体が 6（苫小牧市、青森市、清瀬市、富山市、福山市、大分市）である。しかしながら、苫小牧市は 2023 年 1 月の導入予定であり、青森市と清瀬市、富山市の場合は、それぞれ青森県、東京都、富山県でパートナーシップ制度が導入済み、あるいは検討されている状況がある。したがって、同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供する 14 の男女共同参画関連施設は、所在する自治体のパートナーシップ制度の導入状況に関わって、パートナーシップ制度を導入している自治体の男女共同参画関連施設であるか、導入の検討を行っている、あるいは導入の予定である自治体の男女共同参画関連施設であるか、パートナーシップ制度をもたない自治体の男女共同参画関連施設であるか、広域自治体がパートナーシップ制度を導入している、あるいは検討されている基礎自治体の男女共同参画関連施設であるか、といった違いがある。

このような所在する自治体やその施策と男女共同参画関連施設の関係に関わって、その運営形態も異なる。14 施設のうち、公設公営が 8（豊島区、清瀬市、新潟市、富山市、福山市、那覇市、浦添市、大分市）、指定管理者制度を導入する公設民営 5（苫小牧市・社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会、青森市・特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会、相模原市・特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら、静岡市・

NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか、広島市・男女共同参画をめざす女性教育を考える会広島グループ)、指定管理者制度を導入しない業務委託の公設民営1(国立市・株式会社シーズプレイス)である。このような運営形態を先述のパートナーシップ制度導入状況と重ねると、たとえば公設公営の8施設のうち、パートナーシップ制度の導入済み自治体が4(豊島区、新潟市、那覇市、浦添市)、公設民営の6施設のうち導入済みが4(国立市、相模原市、静岡市、広島市)である。

総じて、同性婚／パートナーシップ制度に関わる事業提供を行う14の男女共同参画関連施設が置かれている状況について、パートナーシップ制度の導入と施設の管理・運営形態から、四つ、つまりは、パートナーシップ制度を導入し、かつ、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設公営の男女共同参画関連施設4(豊島区男女平等推進センター、新潟市男女共同参画推進センター、なは女性センター、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター)、パートナーシップ制度を導入し、かつ、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設民営の男女共同参画関連施設4(くにたち男女平等参画ステーション、相模原市男女共同参画推進センター、静岡市女性会館、広島市男女共同参画推進センター)、パートナーシップ制度を導入していない状況で、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設公営の男女共同参画関連施設4(清瀬市男女共同参画センター、富山市男女共同参画推進センター、福山市男女共同参画センター、大分市男女共同参画センター)、パートナーシップ制度を導入していないなかで、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設民営の男女共同参画関連施設2(苫小牧市男女共同参画推進センター、青森市男女共同参画プラザ)に分類することができる。

2) 同性婚／パートナーシップ制度に関連する男女共同参画関連事業

国立女性教育会館・女性関連施設データベースで検出される同性婚／パートナーシップ制度についての男女共同参画関連施設・事業総数36件中の事業22件は、同性婚／パートナーシップ制度を取り上げる講座および講演会16(苫小牧市、新潟市、富山市、福山市、那覇市、青森市、東京都豊島区、国立市、清瀬市、静岡市、大分市、浦添市)、出前講座1(相模原市)、セクシュアル・マイノリティを対象とした相談事業5(広島市)から成る。これら男女共同参画関連事業が、地域社会のなかでどのような意味をもつのかは、パートナーシップ制度の導入状況や、当該施設の管理・運営形態に関わると考えられる。また、パートナーシップ制度導入をめぐる当該自治体の議会では、ジェンダー／セクシュアリティ、とりわけ、現行の家族および婚姻制度をめぐる多様な立場が可視か不可視かを問わずもち込まれ、ときにそれらはセクシュアル・マイノリティに対する差別的な言動をもって表現されることがある。その意味で、同性婚／パートナーシップ制度についての男女共同参画関連事業が制度導入のどの段階で提供されたのかは大きな意味をもつだろう。これらのことから、以下では同性婚／パートナーシップ制度導入の有無およびその導入時期にもとづきながら、22件の男女共同参画関連事業を前項の4分類にもとづいて整理する。

まず、パートナーシップ制度を導入し、かつ、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設公営の男女共同参画関連施設(以下、Aタイプ施設)、すなわち、

豊島区男女平等推進センターの1事業、新潟市男女共同参画推進センター1事業、なほ女性センター3事業、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター3事業の、計4施設8事業である。それぞれのパートナーシップ制度導入は豊島区2019年4月、新潟市2020年4月、那覇市2016年7月、浦添市2021年10月と時期を異にし、提供された事業もまた、豊島区で2019年12月、新潟市は2015年の2月および3月、那覇市は2006年9月、2009年3月、2012年2月、浦添市で2019年1月、同年7月および8月である。つまり、豊島区男女平等推進センターにおける事業がパートナーシップ制度導入後の提供であるのに対し、新潟市男女共同参画推進センター、なほ女性センター、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターが提供した事業は、パートナーシップ制度導入前に開催された。したがって、豊島区のそれが「パートナーシップ制度の周知」をねらった映画『彼らが本気で編むときは』（荻上直子監督）の上映および監督の講演であるのに対し、憲法と同性婚の関係の理解（新潟市）や、これまでの恋愛、結婚、家族の再考（那覇市）はパートナーシップ制度が検討、導入される以前の段階で同性婚／パートナーシップ制度に関する事業を提供し、浦添市は「同性パートナーシップ制度を含む性の多様性の尊重に関する条例の制定に寄与する」ことを目的とし、パートナーシップ制度の導入を明確に意識した事業提供を行った。したがって、Aタイプ施設の事業は、パートナーシップ制度の周知としてのみならず、同性婚／パートナーシップ制度の国内外における状況を理解する場を地域住民に提供し、かつ、公設公営でありながら、パートナーシップ制度導入に先行してそれに向かう機運を醸成したと考えられる。

次に、パートナーシップ制度を導入し、かつ、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設民営の男女共同参画関連施設（以下、Bタイプ施設）として、くにたち男女平等参画ステーション1事業、相模原市男女共同参画推進センター1事業、静岡市女性会館1事業、広島市男女共同参画推進センター5事業である。それぞれのパートナーシップ制度導入は、国立市2021年4月、相模原市2020年4月、静岡市2022年4月、広島市2021年1月であるが、国立市は翌年度からのパートナーシップ制度導入が決定していた2020年12月に、相模原市は2019年7月、静岡市2017年1月、広島市は2017年度からと、いずれの事業もパートナーシップ制度導入以前に提供されている。

また、先の公設公営の男女共同参画関連施設が提供する事業が講座および講演会という形式で行われたことに比して、地域に所在する大学の学生による「卒論発表会」（静岡市）、地域の中学校における「意識啓発前講座」（相模原市）、「事実婚や同性婚（LGBTに関する問題）」を含む電話相談といった多様な事業提供が行われている。

そして、パートナーシップ制度を導入していない状況で、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設公営の男女共同参画関連施設（以下、Cタイプ施設）として、清瀬市男女共同参画センター1事業、富山市男女共同参画推進センター1事業、福山市男女共同参画センター1事業、大分市男女共同参画センター1事業がある。富山市では、2014年1月に「性同一性障害や同性婚などの性的マイノリティ」に関する「基礎知識」を学ぶ機会、福山市では英語学習の一環として「ニューヨーク州で同性婚を認める法案成立」を読み、考える機会、大分市では2017年11月に「LGBTについて、身近な問題であることを知ってもらうため」、「当事者から」学ぶ機会を提供した。さらに、

清瀬市では、2021年6月に「LGBT理解基礎講座」として、パートナーシップ制度とはどのような制度かについて、婚姻制度との違い、制度利用者の声、諸外国における法的整備を踏まえながら学ぶ機会を提供した。

今日、富山市の場合は富山県が、清瀬市の場合は東京都が広域自治体としてパートナーシップ制度を導入している状況(2022年11月25日現在)にあるが、それぞれの男女共同参画関連事業の開催は制度導入以前である。また、福山市や大分市の場合は当該自治体、および含まれる広域自治体においてもパートナーシップ制度は導入されていない。すなわち、公設公営の男女共同参画関連施設を設置する行政がパートナーシップ制度を導入していない状況にあって、同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供しているのである。このようなCタイプ施設の事業提供が、Aタイプ施設にあったように、パートナーシップ制度導入に先行し、それに向かう機運を醸成したとすることができるかどうかは今後の展開次第である。

最後に、パートナーシップ制度を導入していない状況で、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う公設民営の男女共同参画関連施設(以下、Dタイプ施設)の事業は、苫小牧市男女共同参画推進センター1事業、青森市男女共同参画プラザ1事業がある。苫小牧市は「LGBTをはじめとする性的少数者の方々が自分らしく生きられる社会を目指し共に考える」(2021年11月)、青森市は、パートナーシップ制度を導入した札幌市の「パートナーシップ制度に学ぶ」(2018年1月)機会をそれぞれ提供しており、これらがまた、パートナーシップ制度導入に向けた流れを生み出すのか否かはまた、今後の展開を待つほかない。

3) 同性婚／パートナーシップ制度についての男女共同参画関連事業の特徴

男女共同参画行政は、かつて社会教育行政にあった女性問題学習やジェンダー問題学習が一般行政内に収められることで「意識啓発」が強調され、「脱教育化」したと捉えられる(富永・池谷、2017)。しかしながら、男女共同参画関連施設が提供する事業の内容としての同性婚／パートナーシップ制度は、啓発というよりもむしろ、地域社会の状況を踏まえ、学習者である地域住民によって共同で学ばれ、地域の公共性として創造されてこそ、意味をもつものと考えられる。

このような意味では、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う14の男女共同参画関連施設が置かれている状況をパートナーシップ制度の導入と施設の管理・運営形態から整理した4分類は形式的であり、その実際の意味を掴みきれていない。CタイプおよびDタイプ施設の事業は未発の可能性として、それらが長期的にどのような意味をもち得るか、それらがそれぞれにAタイプ施設とBタイプ施設に移行するのか、あるいは、従来のパートナーシップ制度とは異なる地域独自の公共性を切り拓くのかは不明である。同性婚／パートナーシップ制度の導入状況は、それがどのように行われるのか、あるいは行われぬのかは、当該の地域社会におけるジェンダー／セクシュアリティをめぐる政治的な状況と地域住民の生活の実際に即するため、パートナーシップ制度の導入如何をもって、先進、後進と判断する基準とはなり得ない。実際に、具体的な事業の内容として、AやBタイプ施設の事業内容とCやDタイプ施設のそれとのあいだには際立った違いはなく、パートナーシップ制度が導入されたか否かの違いがあ

るだけである。

また、それぞれの男女共同参画関連施設が置かれる状況は、公設公営、公設民営に二分できるほど単純でないことも了解できる。A および B タイプ施設を取り上げれば、確かに、公営の施設がパートナーシップ制度導入に際し、それを周知、啓発する事業を提供する事例があるものの、同じく公営の施設がパートナーシップ制度導入に向けた機運の醸成を担う事例もあり、かつ、民営の施設においてはより地域住民の生活の実際に即した多様な事業の提供によって同様に、パートナーシップ制度、ひいてはセクシュアル・マイノリティの人権保障を手がかりとした多様な性と生の学びあいの機会が提供されていることが確認された。つまり、同性婚／パートナーシップ制度についての事業提供を行う男女共同参画関連施設の現況からすれば、その運営が公か民かによっても判断し得るものではないのである。

これらのことから、同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供する男女共同参画関連施設の現況を踏まえ、それら事業の特徴として、以下三点を整理、指摘することができる。第一に、公営か民営かを問わず、A および B 施設においては周知・啓発とともに、パートナーシップ制度導入に先行して、機運を醸成する地域住民たちを学習者とする学びあいの機会が保障されていること、とりわけ、民営の施設である B タイプ施設ではより、多様な学習機会の提供が行われていることである。第二に、未だパートナーシップ制度を導入していない自治体の男女共同参画関連施設、すなわち、C および D タイプ施設においてもまた、地域住民の生活の現実に即して、同性婚／パートナーシップ制度に関わる学習の機会が保障されていること、である。そして最後に、同性婚／パートナーシップ制度についての事業を提供する男女共同参画関連施設が全国で 14、その事業が 22 という状況に対して、はじめに述べられているようにパートナーシップ制度が 242 の自治体で導入されていることを考えれば、14 の男女共同参画関連施設以外の施設は、啓発も学びあいの機会も住民に提供せずに、何をしているのか、である。

パートナーシップ制度はすでに述べた通り、単純に押し並べて導入されるべき制度ではない。それを通じて、すでに維持し得ない異性愛標準家族を規範とすることの問い直しを伴ってこそ意義をもつ。このように捉えれば、確かに、国立女性教育会館・女性関連施設データベースに依存せざるを得ない全国的な状況把握であるにしても、あまりにも少ない。パートナーシップ制度を導入した自治体の男女共同参画関連施設が、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業の提供を行わない現状は、“何をしたいかわからない”状況にあるとも捉えられる。パートナーシップ制度を契機として、ジェンダー平等の新展開を切り拓く男女共同参画関連事業はどのように可能だろうか。

3. 教育・学習課題としての同性婚／パートナーシップ制度の意義

これまで、それぞれの自治体のホームページや要綱からパートナーシップ制度の展開を整理し、同性婚／パートナーシップ制度についての男女共同参画関連事業の特徴を検討してきた。パートナーシップ制度は、契機となった渋谷区や世田谷区の施行から、都道府県レベルでの導入やファミリーシップ制度の成立を伴い、その効果の対象範囲を拡

大させている。そのなかでダイバーシティやまちづくりの施策に位置づけられたり、同性間の関係のみならず異性間の関係を含み込んだりと、喚起される議論の変化や展開がある。

このような状況にあるパートナーシップ制度をめぐる、男女共同参画関連施設では同性婚／パートナーシップ制度についての事業が提供されてきた。その事業は、当該自治体においてパートナーシップ制度が導入されているかどうかに関わらず、地域住民への学習機会が提供、保障されてきたことに特徴がある。

これを踏まえ、以下では、教育・学習課題としての同性婚／パートナーシップ制度がどのような意義をもち得るのかを検討する。

1) セクシュアル・マイノリティの課題に還元できない同性婚／パートナーシップ制度

国立女性教育会館・女性関連施設データベースから確認できる同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業は22件であった。他方、セクシュアル・マイノリティ関連事業は量的に拡大してきた。富永は、前章と同様に国立女性教育会館・女性関連施設データベースを用いて、2003年から2015年までの検索結果から、2015年の文部科学省による通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を推進する条例」、それに伴うパートナーシップ制度をめぐる議論を契機に、男女共同参画関連施設におけるセクシュアル・マイノリティ関連事業が量的拡大傾向にあることを示した(富永、2018:117-119)。

2015年以降の事業数を確認するため、同データベースにおいて「セクシュアル・マイノリティ」(関連語として、性的マイノリティ、LGBT、LGBTQ、性的少数者を含む)をキーワードとして用いた。その結果、2015年から2021年の各年度の事業数として検出されるのは、2015年度24件、2016年度45件、2017年度47件、2018年度58件、2019年度50件、2020年度31件、2021年度40件であった(2022年11月25日現在)。したがって、セクシュアル・マイノリティ関連事業は2016年度に大きく増加し、その後2019年まで同水準で推移している。2020年度からその事業数が減少するのは、先に述べたようにコロナウィルス感染症拡大とその防止による事業中止や延期の影響が考えられる。

確かに、このようなセクシュアル・マイノリティ関連事業の増加は、その背景としてパートナーシップ制度の施行・展開があるとすることもできる。しかしながら、セクシュアル・マイノリティ関連事業は三つ、すなわち、セクシュアル・マイノリティに関する「正しい知識」を得ること、「自分らしく生きる」ために保障されるべき「性の多様性」を理解すること、その多様性を推進するための支援のあり方を知ること、という特徴をもち、そこには理解されるセクシュアル・マイノリティと理解する支援者という関係が維持されてしまう傾向がある(富永、2018)。このことを考えれば、同性婚／パートナーシップ制度を主たるテーマとして掲げる事業は、必ずしもセクシュアル・マイノリティ関連事業に包含されない。実際にセクシュアル・マイノリティに限定されない適応範囲の拡大途上にあるパートナーシップ制度はむしろ、現行の婚姻制度の外部にある異性愛者・シスジェンダーをとり込む教育・学習の課題であり得る(富永、2021)。

このことに関わって、第1章で述べたように異性愛者の位置づけをめぐる葛藤がある。

パートナーシップ制度の対象者を戸籍上の性別が同一であることに限定するという戦略性と、これらの自治体が同制度に期待する「性のありように関わら」ない「だれも」を捉えること（渋谷区）や「多様な生き方、個性や価値観を受け入れる」こと（中野区）をどのように接合し得るか。また、パートナーシップ制度による効果の範囲を「性的指向や性自認が異なる性的マイノリティ（LGBTQ）」とする日光市は、戸籍上の性と性自認が異なる可能性があるトランスジェンダーや性別二元論／異性愛主義に抵抗するクィアな、またクエスチョニングな経験を不可視化していることをどのように受け止めるか。現行の婚姻制度をめぐる生きづらさが、セクシュアル・マイノリティによって抱えられがちな生きづらさのみならず、異性愛者・シスジェンダーのそれらとの葛藤を含めて分有される場としての教育・学習の意義が見出し得る。

2) 問い直され続ける同性婚／パートナーシップ制度

教育・学習の課題としてのパートナーシップ制度が意味をもつのは、同制度が導入される時のみではなく、制度が鍛えられるとき、さらに制度をめぐる現行の規範が問い直されるときである。このようなパートナーシップ制度を課題とする教育・学習は、それが可変的な制度であるがゆえに、継続的であることを求める。

パートナーシップ制度は、それぞれの自治体内に限ったとしても、導入するかどうかをはじめとし、制度の位置づけや対象範囲をめぐる議論を喚起してきた。それは、たとえば、制度導入前や後のパブリックコメントとして顕在化される。先述のとおり、2022年度の導入を公表した東京都は、2022年5月10日に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の素案とともにパブリックコメントの結果を公表した。ここでは、5,811通、8,363件の意見が提出され、その意見は①制度創設の目的、②名称、根拠、対象、概要、③対象者の要件、④手続の流れ、⑤受理証明書の活用、⑥スケジュール、⑦その他の7点にまとめられ、それぞれに導入に対する賛成・反対意見や疑問が集まっている¹⁹。もちろん、反対意見や疑問の全てが、現行規範に依っているわけではないし、賛成意見の全てが現行規範に抗うわけでもない。

このようなパートナーシップ制度が多様に解釈され、表現される現況において、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業の量的な不十分さと関係し、事業の非継続な状況が挙げられる。同性婚／パートナーシップ制度をめぐる22件の事業のうち、同一の施設にて複数回の事業が提供されたのは、なは女性センター3事業、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター3事業、広島市男女共同参画推進センター5事業の3施設11事業である。

同性婚／パートナーシップ制度をめぐる男女共同参画関連事業を継続的に提供してきた自治体のうちのひとつである那覇市では、パートナーシップ導入当時である2016年7月時点、同制度の対象者を「戸籍上の性別が同一である2人の者」としていた。その後、2022年4月1日に、「2人（その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみ

19 東京都、2022.5.10、「『東京都パートナーシップ宣誓制度』素案についての意見募集結果」、https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/05/10/documents/08_02.pdf、最終閲覧日2022.11.25。

でない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限り)」に改定された。この改定は、コロナウィルス感染症をめぐる保障や市職員の休暇制度といったパートナーシップ制度の関連施策の拡充と同時に行われた(琉球新報 2022.2.17)。さらに、同年10月1日においては、ファミリーシップ制度の導入に伴い、ファミリーシップに関する記載が要綱に追加された。

このような展開をみせる那覇市は、パートナーシップ制度が導入される以前から、第2章で述べたように、恋愛、結婚、家族を再考する同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業を三回提供してきた。これら同性婚／パートナーシップ制度をめぐる3事業の講師である砂川秀樹は、2003年度、2004年度、2006年度から2015年度まで、セクシュアル・マイノリティをめぐる事業の講師を務めている²⁰。また、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業として、「レインボー講座第1弾パートナーシップ制度 ふたりの約束と社会の承認」(2016年7月30日)、「那覇市パートナーシップってなんだろう～ふたりと社会をつなぐために～」(2017年11月25日)、「那覇市から広がるLGBTフレンドリーな自治体づくり」(2018年9月15日)がある。制度導入後においても学習機会が継続し、保障されているのである。

パートナーシップ制度の導入後において、継続した学習機会が提供されていることと制度が見直されていることは無関係ではないと考えられる。「第4次那覇市男女共同参画計画」の素案に対するパブリックコメントでは、性の多様性を全ての市民の問題と捉えるため SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) 概念を重視すべきといった意見やパートナーシップ制度の効果に対する意見、市職員・教職員の福利厚生や就業環境への意見といった那覇市のパートナーシップ制度の改定に関わるものが提出されている。これを受けて、「第4次那覇市男女共同参画計画」では、基本理念の主体を「男女(すべての人)」としており、男女共同参画のその名が抱える性別二元論の前提への葛藤と問い直しがうかがえる。そして同計画は「『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の趣旨・基本理念に基づくもの」とされ、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の推進の役割を担うものとして、パートナーシップ制度とその担当部局であるなは女性センターにおける教育・学習事業が位置づけられている。このような制度の見直しは、パートナーシップ制度に関わる教育・学習機会の提供が、当該自治体で導入されるかどうかに関わらず、継続的に行われることによってこそ可能である。

3) 同性婚／パートナーシップ制度をめぐる教育・学習が拓く地域の公共性

このように那覇市では、男女共同参画関連施設における同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業が、自身が置かれている男女共同参画そのものを問い直しつつ、当該制度の展開を支えてきたと考えられる。その事業をとおして、戸籍上の性別という基準の見直しによってそれまで見落とされていた性別二元論／異性愛主義をめぐる生きづらさが、ファミリーシップ制度の導入によって二者間に留まらない関係の承認といった要望が、応答されてきた。

20 那覇市、2022.10.6、「なは女性センター講座一覧」、<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/dannjyosankaku/center/kouza/kouzalist.html>、最終閲覧日 2022.11.25。

確かに、那覇市の男女共同参画計画における表記は、「男女」のなかに「すべての人」が存在するように捉えることもできる。先に述べたように、同市のパートナーシップ制度では、その対象者が「一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる」二人へと改定された。この表記は、同性愛者とトランスジェンダーを想定したものであると考えられる²¹。しかしながら、「必ずしも異性愛のみではない」との表現は、これまで不可視化されることの多かった性と生のあり様を含む余地を残している。そして、パブリックコメントにおいて提出された SOGI による性自認と性的指向の分節化をはじめとし、それに留まらない性／生のあり様を捉える解釈の拡大の可能性がある。

この可能性を実体化するためには、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる事業は、現行の婚姻をめぐる規範や制度に対して、さらなる解釈がもち込まれる場となることが求められる。河口和也は、異性愛標準家族から外れる「非異性愛『家族』」、異性愛標準家族規範から零れ落ちた者たちによる「クイア『家族』」、同規範のなかで「抑圧する『家族』」、「家族」というものを、ひとつの実践とし、パフォーマンスなものとする「選択する『家族』」を見出す（河口、2003：67-93）。この四つの「家族」は、ひとつめの「非異性愛『家族』」でさえも、現行社会に存在する異性愛標準家族規範を完全に無視し、自由になることはできない。そのような規範のなかで葛藤しつつ、実践することでオルタナティブな関係を築く方法が示される。そのオルタナティブな関係は、異性愛主義／性別二元論が存在する社会で生きているわたしたちの多様な経験によって生み出され、それは「家族」という形をとらないものも含まれる。その関係を生み出す者において、セクシュアル・マイノリティであるかないかといった線引きはなされない。

セクシュアリティをめぐる線引きに関して、島袋海理は、同性愛者が同性愛社会において恋愛をめぐる諸規範を内面化する「恋愛への疎外」という概念を提案し、それが、異性愛者が異性愛社会における諸規範の内面化による生きづらさと共通することから、両者が語りあい、連帯する可能性を述べる（島袋、2021：38）。その際に問われるのは、個人化された問題である家族や恋愛をめぐる経験を、語りあい、それをとおして連帯が図られようとする場として、教育・学習の機会が置かれているか、である。

同性婚／パートナーシップ制度をめぐり、異性愛標準家族規範を問う実践へと向かうためには、LGBT、セクシュアル・マイノリティの課題とせず、現行の社会を生きる者の問題とし、多様な「家族」を実践し、その経験がもち込まれる必要がある。そのとき、同性婚／パートナーシップ制度という教育・学習課題は、現行の婚姻をめぐる規範や制度の問い直しに留まらず、家族の枠を超えて、個人の性と生のあり様や個人間の関係、それらを承認しあう地域社会の公共性を問う意義をもつと考える。

21 なお、那覇市のパートナーシップ制度の「手引き」における「Q & A」のひとつ「申請を行えるのは同性同士ですか？」では、その回答として、「いいえ、違います。戸籍上の性別にかかわらず、申請できます」の後に、「ただし」と続き、改定後の対象者の基準を記載する。これは、事実婚をセクシュアル・マイノリティではないとして、パートナーシップ制度の対象に認めないものとして考えられる。（那覇市、「那覇市パートナーシップ登録利用の手引き」、<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/dannjyosankaku/seinotayousei/partnershipregistat.files/partnershipbiki4.pdf>、最終閲覧日 2022.11.25。）

おわりに

小論の目的は、同性婚／パートナーシップ制度に関する教育・学習事業を提供してきた男女共同参画関連施設に着目し、それらをパートナーシップ制度の現状に照らしあわせ、同性婚／パートナーシップ制度がどのような教育・学習課題となり得るのかを検討することであった。そのため、まずは、パートナーシップ制度の今日的な展開を整理し、同制度を導入する自治体が増加するなかで、その内実は男女共同参画、人権、まちづくり、ダイバーシティとそれらの横断があり、基礎自治体のみならず広域自治体における導入、法律婚の外部にある異性愛者・シスジェンダーの関係の承認、ファミリーシップ制度の成立といった展開があることが確認された。このようなパートナーシップ制度の展開に対し、同性婚／パートナーシップ制度をめぐる男女共同参画関連事業は、当該自治体と同制度を導入しているか否か、さらに公営か民営かを問わず、パートナーシップ制度を契機として地域におけるセクシュアル・マイノリティの生きづらさと向きあい、パートナーシップ制度の意義を共有する場を提供してきた。

これらを踏まえ、教育・学習課題としての同性婚／パートナーシップ制度の意義として、三点、第一に、パートナーシップ制度によって保障されるものがセクシュアル・マイノリティの生きづらさのみに還元できず、異性愛者・シスジェンダーのそれとも分有され得ること、第二に、パートナーシップ制度は導入以後も固定化されず、問い直され続けるがために、常に移り変わる地域住民の生活に即し、応じる教育・学習を保障すること、そしてこれらに関わって第三に、性的指向や性自認を問わず、わたしたちの生の基盤としての他者との関係、その束としての地域社会の公共性を創造し得ることを検討した。

同性婚やパートナーシップ制度は、一旦、同性愛者というアイデンティティを固定してしまう。同性婚やパートナーシップ制度は、それらを求める同性愛者、ないしはセクシュアル・マイノリティを顕現させることによって、そうではないセクシュアル・マイノリティとのあいだに分断をもたらしてしまう。同性婚／パートナーシップ制度は、婚姻をめぐる規範を強化してしまう。しかし一方で、同性婚やパートナーシップ制度によって、現行の社会で認められない関係を生き、その承認を求める人々個々は生き延びることができる。このような相克は畢竟、わたしたちの今、ここにある性と生が、性的指向や性自認を問わず、あなたとともにあるわたしの、そして、わたしとともにあるあなたの自由の希求であり、その矛盾と葛藤である。その単純でありながら、難しい確認を共有しあう教育・学習の実践と理論をめぐる、問うべきことは多い。

参考文献

- 青山薫、2016、『『愛こそすべて』——同性婚／パートナーシップ制度と『善き市民』の拡大』『ジェンダー史学』12、19-36。
 赤枝香奈子、2010、「同性婚・パートナーシップ制度」井上真理子編『家族社会学を学

- ぶ人のために』世界思想社、153-174。
- 、2022、「女性同士の《結婚》」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編『クィア・スタディーズをひらく2——結婚，家族，労働』晃洋書房、71-101。
- 伊野真一、2005、「脱アイデンティティの政治」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房、43-76。
- 大島直也、2015、「同性婚の再定位——クィアへの応答を通じて」『学生法政論集』9、17-34。
- 河口和也、2003、『クィア・スタディーズ』岩波書店。
- 菊地夏野、2019、『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベラリズム』大月書店。
- 、2022、「結婚制度の政治性と同性婚——同性婚によって正当化される結婚制度」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編『クィア・スタディーズをひらく2——結婚，家族，労働』晃洋書房、139-166。
- 志田哲之、2022、「忘れられた欲望と生存——同性婚がおきざりにするもの」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編『クィア・スタディーズをひらく2——結婚，家族，労働』晃洋書房、102-133。
- 柴尾徹、2016、「同性婚における『戦略的本質主義』の問題点——クィア理論の視点から」『法学研究論集／明治大学大学院』(45)、205-223。
- 島袋海理、2021、「恋愛からの疎外、恋愛への疎外——同性愛者の問題経験にみるもう一つの生きづらさ」『現代思想』49 (10)、31-38。
- 清水晶子、2017、「ダイバーシティから権利保障へ——トランプ以降の米国と『LGBT プーム』の日本」『世界』895、134-143。
- 清水雄大、2008、「同性婚反対論への反駁の試み——『戦略的同性婚要求』の立場から」『Gender and Sexuality : Journal of the Center for Gender Studies, ICU』(3)、95-120。
- 新ヶ江章友、2021、「排除される『人権』／包摂される『ダイバーシティ』——大阪府における『同性パートナーシップ宣誓制度』の制定過程から」日下渉・伊賀司・青山薫・田村慶子編『東南アジアと「LGBT」の政治——性的少数者をめぐって何が争われているのか』明石書店、281-302。
- 高橋幸、2020、『フェミニズムはもういない、と彼女は言うけれど——ポストフェミニズムと「女らしさ」のゆくえ』晃洋書房。
- 富永貴公、2017、「社会教育を『クィアする』——女性、ジェンダー、セクシュアル・マイノリティ」『月刊社会教育』61(11)、58-61。
- 、2018、「男女共同参画関連施設におけるセクシュアル・マイノリティに関わる事業の展開」『都留文科大学研究紀要』87、115-128。
- 、2021、「パートナーシップ制度をめぐる『もう一つの声』にいかに応えるか」『社会福祉研究』(141)、47-53。
- 富永貴公・池谷美衣子、2017、「男女共同産核関連施設の啓発事業を『教育化』する意義」『都留文科大学研究紀要』85、127-144。
- 永田麻詠、2008、「ことばの学びとしてのクィア——国語教育におけるクィア・スタディーズの可能性」『広島大学大学院教育学研究科紀要・第一部、学習開発関連領域』

- (57)、115-122。
- “人間と性”教育研究所編集委員会、2002、「はじめに」“人間と性”教育研究所『同性愛・多様なセクシュアリティ——人権と共生を学ぶ授業』子どもの未来社、2-5。
- 広岡守穂・広岡立美、2001、『よくわかる自治体の男女共同参画政策——施策のポイントと課題』学陽書房。
- 堀川修平・富永貴公、2019、「パートナーシップを鍛える性の多様性教育実践の視点——同性間のパートナーシップ制度をもつ自治体の社会教育・生涯学習政策の検討から」『都留文科大学研究紀要』89、109-133。
- 山口恭平・田口賢太郎・松本郁恵・関根宏朗、2012、「『異質な他者』との共生に向けて——セクシュアリティの多様性の考察から」『東京大学大学院教育学研究科紀要』51、21-39。
- 吉田和子、1997、『フェミニズム教育実践の創造——〈家族〉への自由』青木書店。
- 渡辺大輔・楠裕子・田代美江子・長香織、2011、「中学校における『性の多様性』理解のための授業づくり」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』(10)、97-104。
- Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics and the Attack on Democracy*, Bacon Press.

Received: November 29, 2022

Accepted: December 12, 2022